

国土建第242号
平成28年9月13日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設工事の請負契約における消費税率の取扱いについて

消費税率の10%への引上げについては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）において、現行、平成29年4月1日から施行することとされている。また、建設工事の請負契約等については、指定日（平成28年10月1日）の前日までに請負契約を締結している場合には、その引渡しが平成29年4月1日以降となる場合でも、8%の消費税率を適用する経過措置が設けられている。

今般、当該引上げに関して、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が本年8月24日に閣議決定（別添参照）され、施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に、適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日から平成31年4月1日に変更することが明記されたところである。

現時点では、当該閣議決定を踏まえた同法の改正はなされていないが、平成28年10月1日以降に請負契約を締結した建設工事であって平成29年4月1日以後に引渡しを行うものについては、同法の改正状況に留意しつつ、引渡し時点における消費税率（今後の法改正により経過措置が設けられ、その対象となる場合には、その税率）を適用した契約内容となるよう、適切に対応されたい。

消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置

〔平成 28 年 8 月 24 日
閣 議 決 定〕

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の 10%への引上げ時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行うこととし、次のとおり法制上の措置を講ずる。

一 消費課税

1 消費税率（国・地方）の 10%への引上げ時期の変更等

（国 税）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律について、次の措置を講ずる。

- (1) 消費税率（国・地方）の 10%への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日とする。
- (2) 消費税率（国・地方）の 10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成 31 年 4 月 1 日とする等の改正を行う。

（地方税）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律について、次の措置を講ずる。

- (1) 消費税率（国・地方）の 10%への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日とする。
- (2) 平成 31 年度における地方消費税額について、その 17 分の 10（本則 22 分の 10）を社会保障財源化分以外とし、その 17 分の 7（本則 22 分の 12）を社会保障財源化分とする経過措置を講ずる。
- (3) 平成 32 年度における地方消費税額について、その 21 分の 10（本則 22 分の 10）を社会保障財源化分以外とし、その 21 分の 11（本則 22 分の 12）を社会保

障財源化分とする経過措置を講ずる。

(4) その他所要の措置を講ずる。